

播磨町住宅改造助成制度について

《対象世帯》

播磨町に住所を有し、次のいずれかに該当する方がおられる町税を滞納していない世帯になります。

① 一般型

- ・ 65歳以上の方がおられる世帯

② 特別型

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方がおられる世帯
- ・ 療育手帳の交付を受けた方がおられる世帯
- ・ 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた方がおられる世帯

* 特別型は次の助成が優先されます。

1. 介護保険制度で要支援又は要介護の認定を受けた方がおられる世帯

介護保険制度を優先して適用し、住宅改造費が介護保険給付額を上回る場合に、上回る部分について所得階層区分による助成率を補助します。(助成率については2頁参照)

2. 次の要件を満たした身体障害者手帳の交付を受けた方がおられる世帯

- 下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者の方で、3級以上の方（ただし、特殊尿器を設置する場合は、上肢障害2級以上の方）
- 障害者総合支援法の地域生活支援事業の住宅改修費を優先して適用し、日常生活用具の給付額を上回る場合に、上回る部分について所得階層区分による助成率を適用します。(助成率は2頁参照)

《助成要件》 それぞれ[A]、[B]二つの要件を満たす必要があります。

① 一般型

[A] 「2箇所以上の手すりの設置」又は「浴室（洗面所を含む）、便所、居室（対象者用に限る。）及びそれらを結ぶ経路の段差解消」

[B] **耐震診断の実施**（建築着工年月日が昭和56年5月31日以前の住宅）

② 特別型 *原則、最初の介護保険制度等の住宅改修工事と一体的に行ってください。

[A] 一般型に規定するような制約はありませんが、住まいの改良相談員等による承認が必要です。

[B] **耐震診断の実施**（建築着工年月日が昭和56年5月31日以前の住宅）

* 耐震診断については、都市計画グループにお問い合わせください。

※住宅改造助成は、1世帯1回限りの助成になっています。ただし、特別型で、身体の状態が著しく悪くなった場合などには、再度助成の対象になることがありますので、ご相談ください。

《申請に必要な書類》

※助成決定前に着工（契約）したものは助成対象となりません。

※申請者の印鑑については申請から完了まで全て同一のものを使用してください。

- ・ 住宅改造助成申請書
- ・ 住宅改造工事計画書（図面）
- ・ 工事費見積書（工事箇所毎の見積書）
- ・ 工事承諾書（賃貸住宅に居住している者に限る）
- ・ 申請者及び世帯員全員の前年分の所得課税証明書※税情報等の照会同意する場合は省略可
- ・ 改造予定箇所の写真（町職員が調査時に撮影するため省略可）
- ・ 建築に係る着工年月日（又は建築年月）が確認できる書類

《工事着手時に必要な書類》

- ・工事着手届

《工事完了時に必要な書類》

- ・工事完了届
- ・工事契約書の写し
- ・領収書の写し
- ・工事完成写真（町職員が完了検査時に撮影するため省略可）
- ・耐震診断報告書（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に係る着工をされた住宅の場合）

《助成額の計算方法（千円未満の端数は切捨て）》

- ① 一般型：助成額又は助成率一覧の一般型参照
- ② 特別型

介護保険制度等の住宅改修費等を優先して適用し、これを上回る分についてこの制度の対象とし、町民税や所得税の課税状況により 1 / 3 から 3 / 3 の補助率で計算された額になります。

*前年分所得による制限あり。助成額又は助成率一覧表参照

《助成額又は助成率一覧》

- ① 一般型

| | 利用者世帯の所得階層区分 | 助成対象工事費に係る助成額 | |
|---|--|----------------------------|-----------|
| | | 助成対象工事費 | 助成額 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、8,000,000 円以下の世帯又は対象所有者 ・生計中心者が給与収入のみの者でなく前年分の所得金額が、6,000,000 円以下の世帯又は対象所有者 | 75,000 円以上 150,000 円未満 | 20,000 円 |
| | | 150,000 円以上 300,000 円未満 | 38,000 円 |
| | | 300,000 円以上 600,000 円未満 | 75,000 円 |
| | | 600,000 円以上 900,000 円未満 | 125,000 円 |
| | | 900,000 円以上 | 150,000 円 |
| | | | |

- ② 特別型

| | 利用者世帯の所得階層区分 | 助成率 |
|---|--|--------|
| B | ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯含む） | 3 / 3 |
| C | ・生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯 | 9 / 10 |
| D | ・生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税均等割のみ課税の世帯 | 9 / 10 |
| E | ・生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税所得割及び均等割課税の世帯 | 2 / 3 |
| F | ・生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 70,000 円以下の世帯* | 1 / 2 |
| G | ・生計中心者の前年分所得税額が 70,000 円を超える世帯* | 1 / 3 |

*住宅改造・一般型で定める所得を超える世帯を除く。

(注1)「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額(税込み年収)をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額含まないものとする。

(注2)「所得税額」とは所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

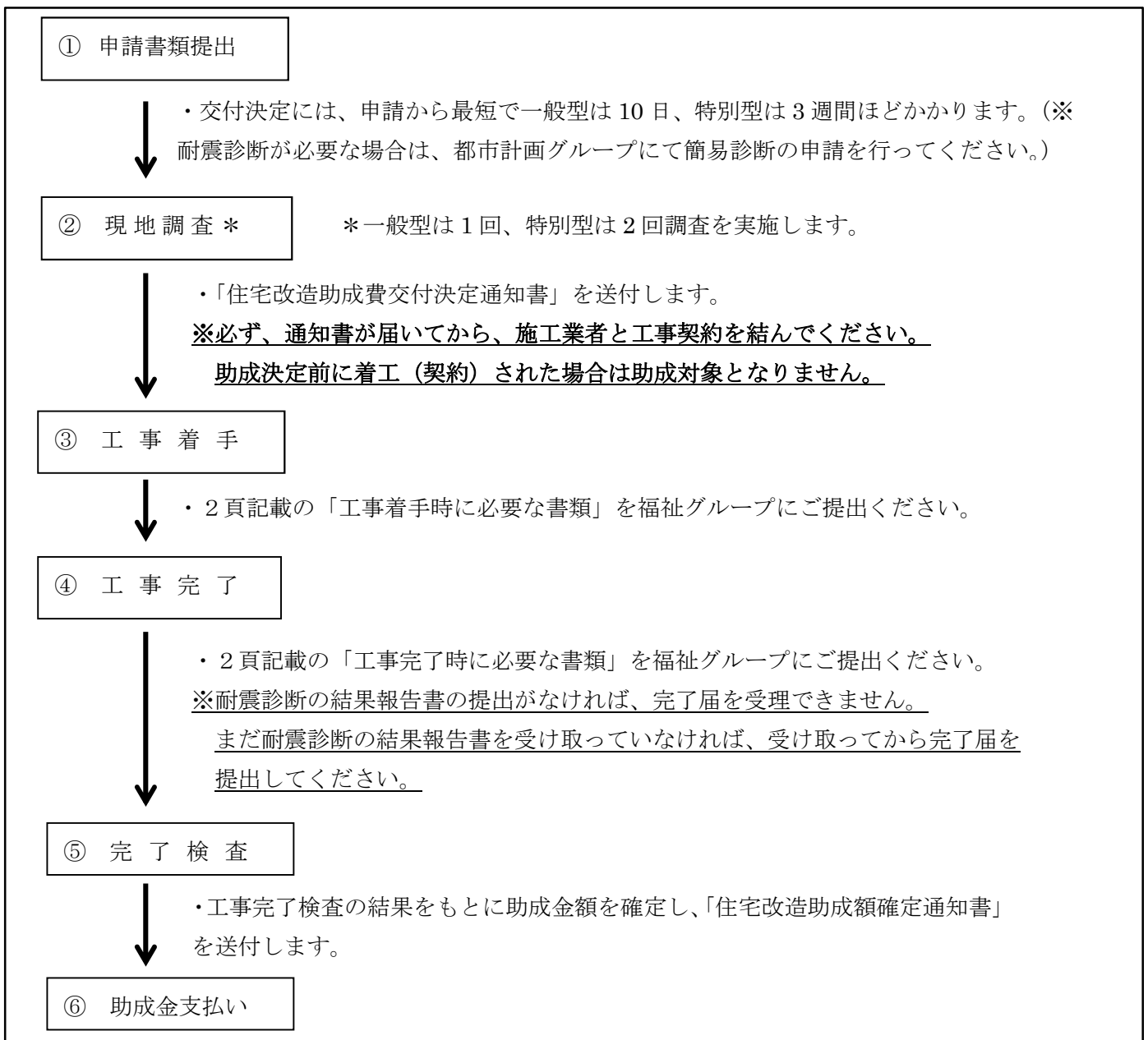
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

《住宅改造助成 簡易フローチャート》

必ず、工事着工(工事契約前)に申請してください。



※ 住宅改造助成は、1世帯1回限りの助成になっています。ただし、特別型で、身体の状態が著しく悪くなった場合などには、再度助成の対象になることがありますので、ご相談ください。

《対象改造箇所、対象工事一覧》

| 改造箇所 | 助成対象工事 |
|-----------|---|
| 浴室 洗面所 | <p>浴室出入口の段差解消（浴室床面のかさ上げ、すのこの設置） 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 中折れ戸・引き戸への取替え 手すりの取付け 浴室へのシャワーの取付け サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え 浴槽の取替え 浴室への介助用電動つり具の取付け（移動式を除く） カウンター型洗面台への取替え ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え 非常用ブザーの取付け 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 段差解消のための洗面所の床の張り替え 段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、 引き戸の取替え 次の(1)から(6)の全ての条件を満たしている高齢者等に配慮したユニットバスの設置 (1)浴室出入口部が、グレーチング等により段差解消されていること。 (2)浴室出入口の開口幅が、0.65メートル以上確保されていること。 (3)浴室出入口が、中折れ戸又は引き戸であること。 (4)浴槽出入りのための手すり及び洗い場立ち座りのための手すりが設置されていること。 (5)洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さが、0.35メートル以上 0.45メートル以下 であること。 (6)給水設備が、サーモスタット式混合栓又はレバー式水栓であること。</p> |
| 便所 | <p>開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 段差解消のための床の張り替え 引き戸への取替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 手すりの取付け レバーハンドル錠等への取替え 和便器から洋便器への取替・洋便器の設置（既存の洋便器の取替は除く） 人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け 暖房便座用電源コンセントの設置 非常用ブザーの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>玄関 (玄関から道路までに至る通路を含む。)</p> | <p>開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 上がりがまちの段差解消のための式台の設置 上がりがまちの足元灯の設置 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化又は階段昇降機の取付け） 玄関から道路までの通路への足元灯の設置 手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。） レバーハンドル錠等への取替え ぬれても滑らない材料への取替え 開き戸式の場合のドアクローザーの設置 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p> |
| <p>廊下 階段</p> | <p>階段部への滑り止めの取付け 階段の蹴込み板の取付け 階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。） 足元灯の設置 三路スイッチの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手すりの取付け 段差解消のための廊下の床の張り替え</p> |
| <p>居室 (対象者用に限る。)</p> | <p>出入口の段差解消 段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 畳からフローリングへの床の張り替え 冷暖房用スリーブの設置 冷暖房用電源コンセントの設置 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p> |
| <p>台所</p> | <p>段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 流し台の改造 レバー式水栓等への取替え（混合式も可） レバーハンドル錠等への取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p> |
| <p>上記共通</p> | <p>その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもののうち町長が必要と認めたもの</p> |

【問い合わせ先】

播磨町福祉グループ 高齢障害福祉チーム

電話番号 079-435-2361（直通）